

船橋市再犯防止推進計画策定委員会の会議の公開に関する取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、船橋市情報公開条例（平成14年船橋市条例第7号）及び船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱（以下「要綱」という。）の適用を受けて実施する船橋市再犯防止推進計画策定委員会の会議の公開について、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 傍聴者の定員は、会議の開催の都度、委員長が定めるものとする。

(傍聴の受付)

第3条 傍聴の受付は、会議を開催する場所（以下「会議場」という。）で行うものとする。

2 傍聴者は、要綱第5条に規定する先着順による場合のほか、当日の抽選により決定することができる。

3 前項の先着順による場合は、会議の開始時刻の30分前から傍聴受付票（別記様式）を傍聴しようとする者に配付するものとする。

4 前項の傍聴受付票を受けた者は、会議場への入場の際、係員にこれを提示しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 体調が優れないと認められる者
- (4) その他委員長が傍聴することを不相当と認める者

(傍聴者の遵守事項等)

第5条 委員長は、次に掲げる傍聴者の遵守事項を記載した書面を傍聴者に配布し、又は会議場に掲示し、当該遵守事項を傍聴者に周知するものとする。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

- (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、委員長の指示に従い、速やかに退場すること。
- (8) 事前に委員長の許可を得た場合を除き、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。

2 委員長は、前項の遵守事項に係る違反行為に対する注意に従わない傍聴者に対し、退席を命じることができる。

(写真撮影、録音等の制限)

第6条 傍聴者は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

(傍聴者の退出)

第7条 委員長は、審議の過程において非公開とすべき事案が発生した場合には、会議に諮ってその事案について非公開とすることができる。

2 前項の場合、委員長は、非公開とした理由を告げて、傍聴者を退出させなければならない。

(会議録)

第8条 要綱第8条第2項に規定する会議録は、委員会の庶務所管課において、会議終了後速やかに作成し、閲覧に供するものとする。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、令和5年7月1日から施行する。

別記様式

傍聴受付票

第 回 船橋市再犯防止推進計画策定委員会	
開催日時	
開始時間	
会議場	
受付番号	

※ 次の注意事項をよくお読み下さい。

1. 次の項目に該当する方は、傍聴することができません。

- (1) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 体調が優れないと認められる者
- (4) その他委員長が傍聴することを不適當と認める者

2. 傍聴される方は次の事項を遵守して下さい。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯し、又は着用しないこと。
- (3) 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (4) 発言し、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (5) 携帯電話等は、電源を切り、又はマナーモードにし、通話しないこと。
- (6) 会議場において飲食又は喫煙をしないこと。
- (7) 一の会議において公開とする審議等と非公開とする審議等がある場合において、非公開の審議等を行うときは、委員長の指示に従い、速やかに退場すること。
- (8) 事前に委員長の許可を得た場合を除き、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (9) その他会議運営に支障となる行為をしないこと。